

交通災害共済事業廃止に伴う Q & A 集

	問	答
1	なぜ廃止するのか	・ 年々、加入者が減少しており、今後、安定的に事業を継続できる見込みがないためです。（単年度収支については、赤字）
2	加入者減の原因は何か	・ 事業開始当初に比べ、今やほとんどのドライバーが任意保険に加入しており、交通事故によるケガの補償を受けることができるためです。 また、補償内容が充実した民間の保険が普及しており、各個人が自分にあった補償を自由に選択できるようになったこと等から本共済に対する関心度の低下により加入者が減少しております。 昭和 44 年設立 平成 7 年度の加入率 56.5%をピークに、減少傾向が続いている。 ※令和 5 年度 17%（令和 6 年度 16.1%R6. 6. 30 現在）
3	この共済の代わりとなる保険はあるのか	・ 本共済と同じような交通災害保険や自動車の任意保険に付帯している人身傷害保険など多くの保険があるものと想定しています。 ・ 詳しくは、インターネット等により、ご確認ください。
4	他の保険会社の商品では高額となってしまうのではないのか	・ 本共済と同じような交通災害保険、任意自動車保険に自動的に付帯されている人身傷害保険や人身傷害保険のオプション加入により本共済と同じ補償内容を受けられることを確認しています。 ・ なお、保険の中には、あらゆるケガをカバーする保険や個人賠償保険とセットになっている商品などがありますので、ご自身にあった保険をお選びください。
5	令和 7 年度に加入した場合は、いつまで補償されるのか	・ 令和 7 年度に加入された方の共済期間は、令和 8 年 3 月 31 日までであり、その間に受けた交通災害が補償されます。
6	令和 7 年度中に中途加入はできるのか	・ 加入できます。なお、共済期間の終期は、令和 8 年 3 月 31 日までであり、その間に受けた交通災害が補償されます。
7	見舞金の請求はいつまでできるのか	・ 交通災害が発生した日の翌日から起算して 2 年以内です。（市役所・役場が休みの場合は、休みの前の日まで） ・ 上記期間を経過した場合は、請求できません。